



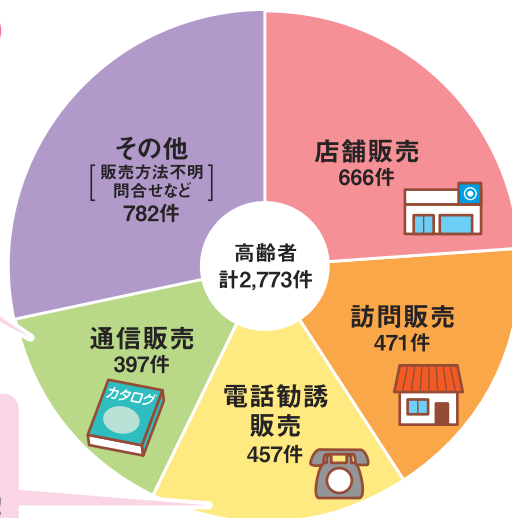
くらしのほっと通信

- P.2 電話勧誘・利殖商法
- P.3 送りつけ商法・原野商法
- P.4 消費生活フェア・消費生活講座ご案内

気をつけて！**今どきの**高齢者のトラブル

24年度、名古屋市消費生活センターへ寄せられた高齢者(65歳以上)の相談は2,773件で、23年度より123件、4.6%増加しています。
販売方法と商品・サービス別で内訳をご紹介します。

主な販売方法別



テレビショッピングの相談も寄せられています

注意

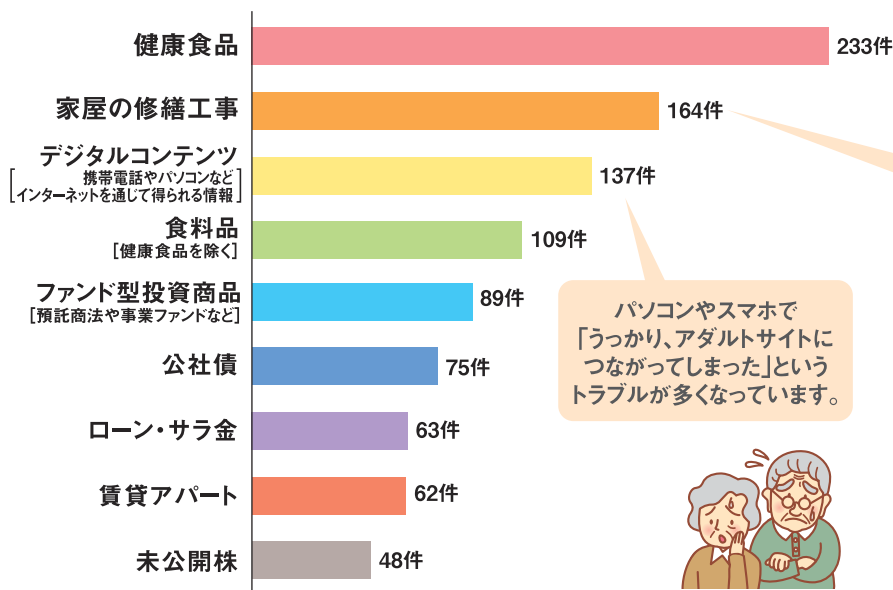
最近、「不要品はありませんか?」と電話してくる業者が、強引に貴金属を買い取るトラブルも!



増えています！**電話勧誘のトラブル**

自宅にすることが多い高齢者は、訪問や電話で連絡がとりやすく、悪質業者に狙われています。
電話勧誘販売は23年度より104件も増加。相談が急増しています。

主な商品・サービス別 高齢者の主な相談



注文していないのに電話をかけて、健康食品を送りつけてくる手口が急増。
今年度も続いています。(P3参照)

「このままでは危険」「すぐに修理が必要」など不安をあおって契約させる手口が横行。
屋根工事のほか、衛生設備工事の相談も増加。

パソコンやスマホで「うっかり、アダルトサイトに繋がってしまった」というトラブルが多くなっています。

悪質業者の不意な訪問や電話にあいまいな返事は禁物です。
大切な年金や預貯金を守るには悪質業者の手口を知りあやしい話は、きっぱり断りましょう。

相談員

相談

月金

052-222-9671
052-222-9674
052-223-3160

消費生活相談・金融商品等特別相談

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

土日

土・日・夜 24時間受付

052-222-9690

突然の「電話勧誘」に気をつけて!!



利殖商法

(もうかと思わせて投資や出資を勧誘する手口)

あやしい社債や投資ファンドのトラブルの他に、金融商品かどうかもわからない「あやしい権利取引」の儲け話のトラブルの増加が目立っています。手口はより巧妙化、悪質化しています。

もう

事例① カンボジアの不動産へ投資

〇〇色の封筒が届いていませんか?

A社

高配当や高利回りの賃料収入を約束して、マンション購入を勧誘したり、「農地使用权」や「高齢者向けアパート」などの出資や購入等の内容の封筒が到着

封筒が届いていたら、権利をゆすってください

別業者から「個人しか買えないので、当社の代わりに買ってくれば買い取る」などと電話が入る

B社

「劇場型」とよばれる手口

事例② あやしい社債

太陽光発電の開発会社の...

特養ホーム建設の出資

再生可能エネルギーの会社の権利

匿名組合への出資

安全な商品と言われて出資した社債。最初は、約束通り配当があったので増資した。先月、配当がなかったため、会社に電話したがつながらず、事務所が閉鎖されていた。



業者と連絡が取れなければ返金は困難です。契約をする前に、消費生活センターへご相談ください。

〇〇詐欺に、ご注意!

官公庁や公的機関、団体をかたる電話

医療費などの「還付金がある」という手口や、「被害を回復する国の制度ができたので、保証金が必要」など、過去に被害にあわれた方へ電話をかけてくる手口などがあります。

「消費生活センター」や「消費者庁」を名乗る電話も!

消費生活センターや消費者庁は、相談されたことのない方へ突然電話をかけることはありません。また、個別の取引や会社の信用性を伝えることはありません。

「宝くじ」にも注意!

「数字選択式宝くじの当選番号を教える」などの電話がかかってきたという相談もあります。宝くじの当選番号が事前にわかることはありません。相手にしないようにしましょう。

知らない相手からの電話は警戒して!

- 留守番電話や、電話番号表示を活用して知らない番号には出ない
- 再勧誘は、法律で禁止されていますのではっきりと『断る意思表示』をすることが重要

- 世の中にうまい話はありません
- あやしい話は聞かない
- 過去に被害にあった人を再び狙う「二次被害」に注意



送りつけ商法※1

最近では突然、電話をかけてきて、強引に「代金引換」で送りつける事例が増えています。
なかには、本人は電話を断ったのに、家族が代金を支払って受け取ったケースもありますので、注意が必要です。

事例③ 注文していない健康食品

2ヶ月前に注文された
グルコサミンを
代引きで送ります。
3万円ご用意ください

受注生産なので
断れません

注文した声を
録音してある

キャンセル
するなら
裁判する

注文した
覚えはないけど...

不安...
怖い...

事例④ 皇室写真集などの書籍

- 皇室の写真集(39,000円)ができたので送る
- 皇太子様の本はいかがですか
- 女性から、当市で選ばれた7人に書籍を有料で送る



※1 いわゆるネガティブ・オプションは、事前に電話もなく、いきなり商品を送りつけ、消費者が受け取った以上、購入しなければならぬと勘違いして支払うことを狙った商法です。その場合は、商品を14日間(商品の引取りを請求後は7日間)保管すれば自由に処分できます。

申し込んだ覚えもなく、購入するつもりもなければ、きっぱりと断りましょう。

断ったにも関わらず、商品が届いたときには代金を支払わず、**受け取りを拒否**してください。発送元の事業者の名称、住所、電話番号を控えておきましょう。

注文していません!

お断りします!

送らないで
ください

消費生活センターへ
相談します

原野商法※2の二次被害

※2 値上がりの見込みがほとんどない山林などの土地を、将来値上がりするように偽って販売した手口



お持ちの土地を
買いたいという人がいます。
売却してください

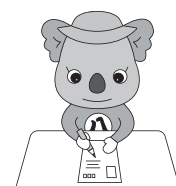
原野を買い取るので、
「管理調査費」を
振り込んでください

インターネットに
広告を出すので、
広告費が必要です

過去に原野商法※2の被害にあった方や、相続で譲り受けた方へ、30~40年前に購入した他県の山林などを売却できると言って、測量や広告などの新たな契約を結ばせようとします。
話をうのみにせず、土地のある現地の自治体等で、現況を確認して慎重に対応しましょう。

強引な電話を断りきれずに、承諾してしまった場合...

電話勧誘販売や訪問販売は、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフできます

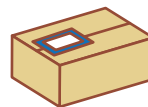


- 契約した後で「必要のない契約だった、やめたい」というとき、無条件で解約できる制度です。
- 通信の契約など、対象外のものもあります。
- クーリング・オフ期間が過ぎても、解約できる場合がありますので、消費生活センターへご相談ください。

**注意
情報**

宅配便などを使った詐欺被害が多発しています!

突然、かかってくる電話に従って、宅配便などで現金を送ってはいけません。一度、送金してしまったお金を取り戻すことは非常に難しいので、ひとりで判断せず家族や友人、最寄りの警察署へ相談してください。



名古屋市消費生活フェア☆ 2013

めざそう! 賢い消費者
～学ぶことからはじめよう～

**入場
無料**

クイズや寸劇、パネル展示など、子どもから大人まで楽しく消費生活情報を学べるイベント。悪質商法の被害にあわないための知識やお金に関する教育、食の安全など暮らしに役立つ情報がいっぱい。ぜひ、ご来場ください!!

日時 11月2日(土)・3日(日・祝)

午前10時30分～午後3時30分

場所 オアシス21「銀河の広場」

(地下鉄「栄」
名鉄「栄町」下車)

問合せ先 名古屋市 市民経済局
消費流通課
☎972-2437

昨年の
様子



消費生活講座 受講者募集

テーマ 人生80年時代の
生活設計



◆全4回 時間/午前10時～12時

(敬称略)

1	11月14日(木)	高齢化社会の現状を理解する ～高齢化社会の現在過去未来～ 講師:名古屋市健康福祉局 高齢福祉課
2	11月21日(木)	社会福祉協議会の役割 ～ボランティアのすすめ～ 講師:名古屋市社会福祉協議会 ボランティアセンター副所長
3	11月28日(木)	最近のお葬式事情 ～終活事情～ 講師:名古屋葬祭業協同組合 理事
4	12月5日(木)	金融商品を選ぶポイント ～高齢化社会を賢く生きるために～ 講師:一般社団法人 名古屋銀行協会

開催場所 名古屋市消費生活センター 消費者研修室
(伏見ライフプラザ10階)

募集人数 70名(定員を超えた場合は抽選)

応募方法 「往復はがき」に ①講座名 ②住所 ③氏名(ふりがな)
④電話番号を明記の上、
10月31日(木)までに当センターへ(必着)
ウェブサイトからも応募できます。
<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/kouza/index.htm>

申込先 〒460-0008
名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
名古屋市消費生活センター 消費生活講座係

*受講者募集についてのお問合せは ☎222-9679まで

「高齢者悪質商法110番」を実施します

11月11日(月)～15日(金) **相談電話 ☎222-9671** **受付時間** 午前9時～午後4時15分

**相談
無料**

利用のご案内

相談室

受付時間 月～金曜日 9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く) **TEL 052-222-9671** 消費生活相談・金融商品等特別相談
TEL 052-222-9674 架空請求ホットダイヤル
TEL 052-223-3160 サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く) **TEL 052-222-9690** 土・日・夜電話相談
※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

パソコン用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

携帯電話用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m/>

「電子メールによる相談受付」も
ご利用ください。



名古屋市消費生活センター

〒460-0008
名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9677

※くらしに役立つ幅広い
情報を提供しています。



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。